

# 現地決済型ふるさと納税「ぺいふる」を導入します ～旅先や帰省先でふるさと納税が可能に～

益子町では、令和5年7月22日(土)から現地で直接ふるさと納税の寄附受け入れができるサービス「ぺいふる」を導入します。

当町では平成27年よりふるさと納税推進事業を行ってきました。これまで多くの皆さまからご寄附をいただき、まちづくりのために役立たせていただけてきましたが、このたび、現地決済型の新たなサービスシステムを導入・提供することで、ご利用いただく皆さまの利便の向上に努めてまいります。

取扱店舗は次のとおりです。

●益子館里山リゾートホテル

※7/22(土)午前9:00～キャンペーンを実施

●太平洋クラブ益子PGAコース

●益子町企画課(貸出用端末) ※順次、取扱店舗を拡大します。



## 現地決済型サービス「ぺいふる」について

### 1. 「ぺいふる」の特徴

ふるさと納税の決済サービスが多様化する中で、「ぺいふる」は事前の手続きやアプリなどのインストールが不要であるため、クレジットカード1枚で、現地で気軽にふるさと納税を利用できる仕組みです。

当町が所有する端末を店頭で設置することで、来訪される方々に普段店頭で販売している商品やサービスをふるさと納税の返礼品として直接提供することが可能となります。

◇専用アプリなど特別なものを必要としません

◇現地決済で商品やサービスを提供できます

◇屋外催事や体験事業など取り扱いが難しいサービスも返礼品としてのアプローチが可能

### 2. 「ぺいふる」での寄附方法

(1)寄附者は「ぺいふる」を取り扱う町内の小売店や飲食店などで、商品またはサービスの支払い時にふるさと納税を利用する旨を伝えます。

(2)寄附者は「ぺいふる」の端末画面で寄附額(※)を確認し、携帯電話の番号を入力します。

※商品等の金額を30%で割り戻し、千円単位で切り上げた額

(3)SMSで寄附者の携帯電話に本人情報登録フォームのアドレスが届きます。寄附者はそのフォームに本人情報を入力し、1週間以内に返信します。

(4)クレジットカードで決済が完了した後、サービスを受領または商品を持ち帰ります。

(5)後日、本人情報を登録いただいた寄附者宛てに寄附金受領証明書とワンストップ特例申請書(希望者のみ)がご自宅に郵送されます。

### 3.「ペいふる」でのふるさと納税の対象となる返礼品

「ペいふる」でのふるさと納税の対象となるものは、上記の取扱店舗において販売または提供する当町の基準を満たす返礼品に限ります。

## 今後の展開

今回は町内2箇所の店舗において導入します。

ふるさと納税の決済方法が多様化する中、現地でかつ容易に決済可能な現地決済サービスは当町にとっても非常に有効な手段となり得るものと考えられます。

今後は、この試験導入の結果を精査し、来訪される皆さまとの深い関係構築とより魅力的なまちづくりの実現に寄与してまいります。

## 株式会社ペいふる について

株式会社ペいふるは、自治体向けのサービス事業を行っている株式会社ビッグゲートが開発・リリースした現地決済型システムで、ふるさと納税を現地で受け付けることに特化した現地型ふるさと納税の推進事業を自治体向けに展開している会社です。

### 【会社概要】

社名:株式会社ペいふる

本社所在地:千葉県船橋市坪井東6-2-15

代表取締役:大関将広

事業内容:ふるさと納税の現地決済サービスシステムの提供

設立:2023年1月6日

親会社:株式会社ビッグゲート

HP:<https://payful.jp/>



## 報道関係の方からのお問い合わせ先

栃木県益子町

総務部企画課ふるさと納税係

TEL:0285-72-8827

MAIL:kikaku@town.mashiko.lg.jp

担当:上田、川崎

